

## 規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案
規制の名称	地域医療連携推進法人制度の見直し
規制の区分	規制緩和
担当部局	医政局医療経営支援課
評価実施時期	令和5年1月
規制の目的、内容及び必要性	<p>高齢化の進展等に伴う医療ニーズに対応するため、医療機関を開設する法人相互間の機能の分担及び業務の連携を推進することを目的として創設された地域医療連携推進法人制度について、高齢化の更なる進展や生産年齢人口の減少の中で医療・介護の複合的なニーズに対応するためのより一層の医療機関・介護事業所等の間の連携を促進するため、医療機関を開設する個人及び法人の機能分担及び業務連携を可能とするため、代表理事の再任の手続きを簡素化するほか、資金の貸付け等及び出資を行わない旨を定款に定めた地域医療連携推進法人については、外部監査等の一部の手続きを緩和するほか、個人立の医療機関や介護事業所等の参加ができることとする。</p> <p>本規制の見直しを行わない場合、少子高齢化の進展による医療需要及び医療ニーズの変化並びに医療の担い手の減少が見込まれる2040年に向けた、更なる地域の医療資源の有効活用と地域の医療機能の分担、医療・介護の連携等の手段である地域医療連携推進法人制度が今般の課題に対応しておらず促進につながらないものとなるおそれがあり、こうした事態を回避する必要がある。</p>
直接的な費用の把握	<p><b>【遵守費用】</b> 本規制により、個人立の医療機関及び介護事業所等が参加法人等である場合には、資金の貸付け等及び出資を行わない旨を定款に定める義務が生じるが、当該規制による追加的に生じる事務は見込まれず、発生する費用は特にない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政において、本規制の新設に直接関係する費用、人員等の増減はない。なお、緩和により、地域の医療機能の分担、医療・介護の連携等にどのような影響が生じたかを調査する必要があるが、行政として必要不可欠のものである。</p>
直接的な効果(便益)の把握	本規制の改正に伴い、個人立医療機関・介護事業所等の参加を可能とする仕組みを導入することで、さらなる地域の医療資源の有効活用と地域の医療・介護の連携等を促進することができる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	本規制の見直しを行うことで、個人立の医療機関及び介護事業所等が参加法人等である場合には、資金の貸付け等及び出資を行わない旨を定款に定める義務を課すことになるものの、これまで生じていた事務負担を軽減することになることに加えて、追加的に発生する事務負担はなく、地域医療連携推進法人制度を活用できる主体の範囲が広がることとなり、個人立医療機関・介護事業所等の参加を可能とする仕組みを導入することで、さらなる地域の医療資源の有効活用と地域の医療・介護の連携等を促進することにつながることから、本規制の改正は適当と判断する。

代替案との比較	<p>個人立の医療機関及び介護事業所等が参加法人等である場合には、資金の貸付け等及び出資を行わない旨を定款に定めることを努力義務とする対応が考えられる。</p> <p>この場合、努力義務の遵守については、医療機関及び都道府県の判断に委ねられることになり、要件の実効性の確保に問題が生じ、地域医療連携推進法人制度が悪用されるおそれがあることから、採用案が妥当である。</p>
その他の関連事項	なし
事後評価の実施時期等	この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。